

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
皇居東御苑管理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 馬場 健 東京都千代田区千代田1-1	平成29年4月3日	公益財団法人 菊葉文化協会 東京都千代田区千代田1-1	8010005018566	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	10,572,402	—	—	公財	国	1	単価契約 (支払実績 10,733,699円)	支出先の選定に当たっては、十分な公告期間を確保した上で一般競争入札を実施しており、その妥当性や競争性を確保している。 なお、平成29年12月21日に開催された宮内庁契約監視委員会においてその競争性等に係る審査を受け、特段の指摘はなかったものである。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。